

令和7年度 指名停止措置状況

業 者 名	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由	備 考
(株)中央技術コンサルタンツ	令和7年7月22日から 令和8年1月21日まで (6か月)	幹部職員が公契約関係競売等妨害の疑いにより逮捕されたため。	太子町指名停止基準 別表第2の3(3)
(株)ハマダ	令和7年7月23日から 令和7年8月22日まで (1か月)	兵庫県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、工事等関係者に重傷者を生じさせたため。	太子町指名停止基準 別表第1の9
工成建設(株)	令和7年7月23日から 令和7年8月22日まで (1か月)	兵庫県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、工事等関係者に重傷者を生じさせたため。	太子町指名停止基準 別表第1の9